

地域区分の見直し

1. 地域区分の現状・・・・・・・・・・1
2. 各制度の地域区分の比較・・・・・・・・4
3. 地域区分の見直しに関する論点・・8

1. 地域区分の現状

(1) 基本的考え方

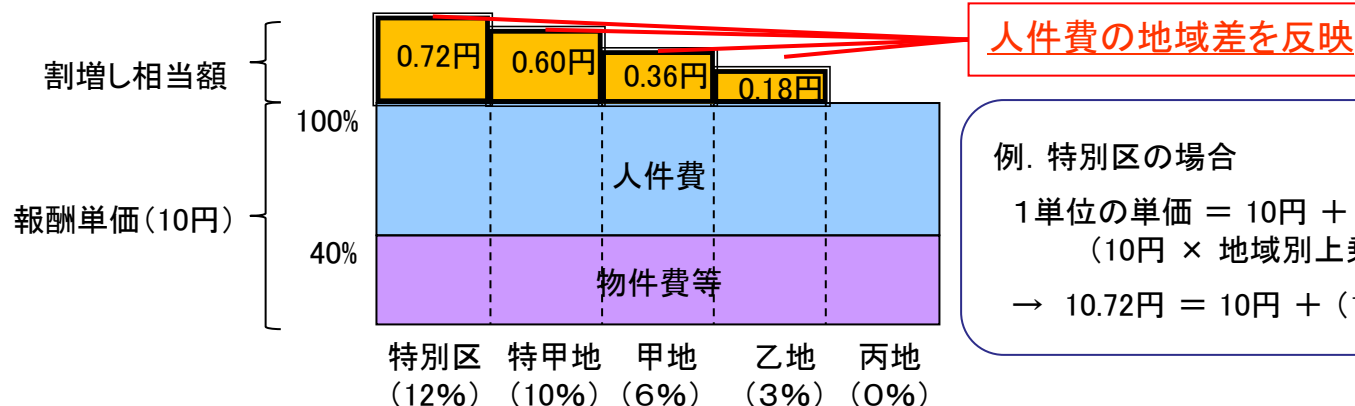
- 地域区分は、障害福祉サービスを提供する職員の**人件費の地域差を反映**させるため設定。主に民間賃金の高い地域に所在する施設・事業所に対し、サービス種類ごとに**障害福祉サービスの費用（報酬）単価が割増し**される。
- この地域は、**国家公務員の調整手当（現在の地域手当※）の地域区分を基本**。調整手当の地域区分は官署所在地のみ設定されていたため、**官署が所在しない地域は独自に地域区分を設定**。

※ 地域の民間賃金水準を適切に反映するため、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給。
支給額は、（俸給＋俸給の特別調整額＋専門スタッフ職調整手当＋扶養手当）の月額×支給割合（1級地の東京都特別区の場合は18%）（出典：人事院ホームページ）

(2) 障害福祉サービスの費用（報酬）単価の割増し

- 報酬単価は、10円を基本として、地域別の上乗せ割合に人件費割合を乗じて割増し。
 - 地域別の上乗せ割合は、特別区（12%）、特甲地（10%）、甲地（6%）、乙地（3%）、丙地（0%）の5区分。
 - 人件費割合は、サービス種類ごとに設定。なお、物件費等は地域差を反映させていない。

【人件費割合が60%のサービスのイメージ】



人件費の地域差を反映

例. 特別区の場合

$$\begin{aligned} 1 \text{ 単位の単価} &= 10 \text{ 円} + \\ &\quad (10 \text{ 円} \times \text{地域別上乗せ割合} \times \text{サービス別人件費割合}) \\ &\rightarrow 10.72 \text{ 円} = 10 \text{ 円} + (10 \text{ 円} \times 12\% \times 60\%) \end{aligned}$$

地域区分・サービス種類ごとの報酬単価、地域区分に属する地域

地域区分(上乗せ割合) サービス(人件費割合)		特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
		12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	60%	10. 72円	10. 60円	10. 36円	10. 18円	10円
重度訪問介護	60%	10. 72円	10. 60円	10. 36円	10. 18円	10円
同行援護	60%	10. 72円	10. 60円	10. 36円	10. 18円	10円
行動援護	60%	10. 72円	10. 60円	10. 36円	10. 18円	10円
療養介護	—	10円				
生活介護	61%	10. 73円	10. 61円	10. 36円	10. 18円	10円
児童デイサービス	60%	10. 72円	10. 60円	10. 36円	10. 18円	10円
短期入所	60%	10. 72円	10. 60円	10. 36円	10. 18円	10円
重度障害者等包括支援	60%	10. 72円	10. 60円	10. 36円	10. 18円	10円
共同生活介護	81%	10. 98円	10. 81円	10. 49円	10. 24円	10円
施設入所支援	66%	10. 79円	10. 66円	10. 40円	10. 20円	10円
自立訓練(機能訓練)	59%	10. 70円	10. 59円	10. 35円	10. 18円	10円
自立訓練(生活訓練)	59%	10. 70円	10. 59円	10. 35円	10. 18円	10円
就労移行支援	59%	10. 71円	10. 59円	10. 35円	10. 18円	10円
就労継続支援A型	57%	10. 68円	10. 57円	10. 34円	10. 17円	10円
就労継続支援B型	57%	10. 68円	10. 57円	10. 34円	10. 17円	10円
共同生活援助	80%	10. 97円	10. 80円	10. 48円	10. 23円	10円
旧身体障害者更生施設	61%	10. 73円	10. 61円	10. 36円	10. 18円	10円
旧身体障害者療護施設	67%	10. 80円	10. 67円	10. 40円	10. 20円	10円
旧身体障害者入所授産施設	57%	10. 68円	10. 57円	10. 34円	10. 17円	10円
旧身体障害者通所授産施設	62%	10. 75円	10. 62円	10. 37円	10. 19円	10円
旧知的障害者入所更生施設	67%	10. 80円	10. 67円	10. 40円	10. 20円	10円
旧知的障害者通所更生施設	72%	10. 86円	10. 72円	10. 43円	10. 22円	10円
旧知的障害者授産施設	67%	10. 80円	10. 67円	10. 40円	10. 20円	10円
旧知的障害者通所寮	40%	10. 48円	10. 40円	10. 24円	10. 12円	10円
指定相談支援	60%	10. 72円	10. 60円	10. 36円	10. 18円	10円

	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
北海道				札幌市、 <u>小樽市</u>	すべての 都道府県 の特別区、 特甲地、 甲地、乙 地以外の 地域
宮城県				仙台市	
茨城県				つくば市	
埼玉県			さいたま市	川越市、川口市、所沢市、 <u>狭山市</u> 、草加市、越谷市、岩槻市、 <u>蕨市</u> 、戸田市、 <u>鳩ヶ谷市</u> 、朝霞市、志木市、和光市、 <u>新座市</u> 、 <u>富士見市</u> 、 <u>上福岡市</u> 、 <u>大井町</u> 、 <u>三芳町</u>	
千葉県			千葉市	市川市、船橋市、松戸市、 <u>習志野市</u> 、柏市、浦安市、四街道市、 <u>八千代市</u>	
東京都	特別区	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、 <u>小金井市</u> 、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市		青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、 <u>東大和市</u> 、清瀬市、 <u>東久留米市</u> 、武蔵村山市、あきる野市	
神奈川県		横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、 <u>逗子市</u>	葉山町	平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、三浦市、厚木市、大和市、 <u>伊勢原市</u> 、海老名市、 <u>座間市</u> 、 <u>綾瀬市</u> 、 <u>寒川町</u>	
静岡県				静岡市、 <u>熱海市</u> 、 <u>伊東市</u>	
愛知県		名古屋市		岡崎市	
滋賀県				大津市	
京都府		京都市		宇治市、向日市、 <u>長岡京市</u>	
大阪府		大阪市、堺市、豊中市、岸和田市、池田市、八尾市、寝屋川市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、箕面市、東大阪市、 <u>忠岡町</u>	泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市、高石市	<u>松原市</u> 、 <u>大東市</u> 、 <u>摂津市</u> 、藤井寺市、交野市、四条畷市、羽曳野市、門真市、柏原市	
兵庫県		神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市	伊丹市	姫路市、明石市、 <u>川西市</u>	
奈良県				奈良市、大和郡山市、 <u>生駒市</u>	
和歌山県				和歌山市	
岡山県	※ 下線が官署が所在しない地域で独自に地域区分を設定。 計32市町			岡山市	
広島県				広島市、府中町	
山口県				<u>下関市</u>	
福岡県			福岡市、北九州市	<u>久留米市</u> 、 <u>飯塚市</u>	
長崎県				長崎市	

※ この地域は、H15.4.1において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されない。

2. 各制度の地域区分の比較

- 障害者自立支援法・介護保険制度では、国家公務員の調整手当の地域区分(5区分)を基本。他方、児童福祉法・医療保険制度では、平成18年度から、地域手当を創設を受けて、地域手当の地域区分(7区分)を基本。
- 地域区分の対象となる官署が所在しない地域の設定方法は、各制度によって様々である。

		障害者自立支援法 (障害者) 【H18～】	児童福祉法 (障害児)	介護保険制度	医療保険制度	国家公務員給与	
						調整手当 【～H18】	地域手当 【H18～】
基本的考え方		調整手当を基本	地域手当を基本	調整手当を基本	地域手当を基本		
地域 区 分	地域割り	5区分	8区分(注3)	5区分	7区分	5区分	7区分
	上乗せ割合	12%、10%、 6%、3%、0%	18%、15%、12%、10%、 8%(注3)、6%、3%、0%	15%(注2)、10%、 6%、5%(注2)、0%	18点、15点、12点、 10点、6点、3点、0点 (注4)	12%、10%、 6%、3%、0%	18%、15%、12%、 10%、6%、3%、0%
	官署所在地	調整手当支給地域	地域手当支給地域	調整手当支給地域	地域手当支給地域		
	対象地域 上記以外	- 対象地域に三方以上囲まれている地域(首都圏、近畿圏内で、市に限る) (※ 上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定) - 以前官署が存在した地域(※上乗せ割合は、従前の区分と同様)		自治体からの要望を確認した上で、一部の地域について、独自に対象地域を設定	- 対象地域に囲まれている地域 - 対象となっている複数の地域に隣接している地域 ※上乗せ割合は、隣接する対象地域の区分のうち、低い区分と同様		
	対象となる 市町村名称の時期	平成15年4月1日(注1)	平成18年4月1日	平成21年4月1日	平成20年4月1日	—	平成18年4月1日
人件費割合		障害福祉サービスごとに異なる(40～81%)		70%、55%、45%の3類型			
見直し検討時期		報酬改定時 (3年ごと)	調整・地域手当の 見直し時	介護報酬改定時 (3年ごと)	診療報酬改定時 (2年ごと)	—	人事院勧告時 (10年ごと)

注1 現行の地域区分は、支援費制度(H15～)の地域区分を踏襲しているため、実質的には平成15年度以降見直しを行っていない。

注2 平成21年度に、地域割りは従来の5区分を踏襲しつつ、地域の上乗せ割合の引き上げ等、一部必要な見直しを行っている。

注3 国家公務員の地域手当の地域区分を基本としつつ、独自に地域区分を1区分(8%地域)設定。

注4 障害者自立支援法・児童福祉法・介護保険制度のように、報酬単価が割増しされるのではなく、加算する仕組み。

障害者福祉・介護保険制度・国家公務員の地域区分と上乗せ割合の改正の経緯

- 平成18年度に、障害自立支援法・介護保険制度では、国家公務員の地域手当の地域区分(7区分)の完成が平成22年4月であったため、従来の国家公務員の調整手当の地域区分(5区分)を踏襲。
- 平成21年度に、介護保険では、地域割りは従来の5区分を踏襲しつつ、一部地域の上乗せ割合の引き上げを実施。

【H15～】

支 援 費 制 度 地 域 区 分	特別区	特甲地			甲地	乙地	その他
	12%	10%			6%	3%	0%
介 護 保 険 制 度 地 域 区 分	特別区	特甲地			甲地	乙地	その他
	12%	10%			6%	3%	0%
国 家 公 務 員 調 整 手 当	甲地	甲地			甲地	乙地	その他
	12%	10%			6%	3%	0%

【H18～】

障 害 者 自 立 支 援 法 地 域 区 分	特別区	特甲地			甲地	乙地	その他
	12%	10%			6%	3%	0%
介 護 保 険 制 度 地 域 区 分	特別区	特甲地			甲地	乙地	その他
	12%	10%			6%	3%	0%
国 家 公 務 員 地 域 手 当	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18%(13.2%)	15%(10.2%)	12%(7.2%)	10%(5.2%)	6%(1.2%)	3%(▲1.8%)	0%(▲4.8%)

【H21～】

障 害 者 自 立 支 援 法 地 域 区 分	特別区	特甲地			甲地	乙地	その他
	12%	10%			6%	3%	0%
介 護 保 険 制 度 地 域 区 分	特別区	特甲地			甲地	乙地	その他
	15%	10%			6%	5%	0%
国 家 公 務 員 地 域 手 当	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18%(13.2%)	15%(10.2%)	12%(7.2%)	10%(5.2%)	6%(1.2%)	3%(▲1.8%)	0%(▲4.8%)

※1 国家公務員地域手当の()内の上乗せ割合は、俸給表水準を全体として平均4.8%程度引下げた影響を加味した場合の数値。

※2 障害者制度・介護保険制度の地域別の上乗せ割合は、サービス別の人件費割合を乗じる前の数値。

各制度の地域区分に属する地域数

(単位:自治体数)

障害者自立支援法 (障害者) (H15.4.1現在)	特別区(12%) 23	特甲地(10%) 41				甲地(6%) 12	乙地(3%) 85	丙地 3,052
児童福祉法(障害児) (H18.4.1現在)	1級地(18%)	2級地(15%)	3級地(12%)	4級地(10%)	5級地(8%)	6級地(6%)	7級地(3%)	その他
官署所在地	23	20	27	36	0	55	107	1,457
官署所在地以外			1	9	2	12	1	
介護保険制度 (H21.4.1現在)	特別区(15%) 23	特甲地(10%) 50				甲地(6%) 19	乙地(5%) 67	その他 1,641
医療保険制度 (H20.4.1現在)	1級地(18点)	2級地(15点)	3級地(12点)	4級地(10点)		5級地(6点)	6級地(3点)	その他
官署所在地	23	20	27	36		55	107	1,348
官署所在地以外				13		37	150	
国家公務員 (H18.4.1現在)	1級地(18%)	2級地(15%)	3級地(12%)	4級地(10%)		5級地(6%)	6級地(3%)	その他
官署所在地	23	20	27	36		55	107	1,576

○ 医療保険の取扱い

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第1項に規定する人事院規則で定める地域その他の厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関に入院している患者について、同令で定める級地区分に準じて、所定点数に加算する。

※ 平成20年改定により、従前の対象地域に隣接する地域についても加算対象となった(隣接する対象地域が複数ある場合は、そのうちの低い級地と同様とする)。

地域加算は、医業経費における地域差に配慮したものであり、人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域に所在する保険医療機関において、入院基本料、特定入院料又は短期滞入手術基本料2若しくは3の加算として算定できる。

地域加算の対象地域の見直し

第1 基本的な考え方

- 1 地域加算は、医業経営における地域差に配慮する観点から設けられているものであり、別に厚生労働大臣の定める地域区分(6区分)に規定する地域に所在する保険医療機関に対し、入院基本料及び特定入院料に対する加算を行っている。
- 2 地域加算の対象地域は、平成18年度診療報酬改定において、国家公務員給与の地域手当に係る人事院規則が公布されたことを受けて、同様の地域を対象地域とするよう見直しを行ったところであるが、**国家公務員給与の地域手当の対象地域は、国家公務員の勤務官署が所在する地域に限られており、地域加算の対象地域も必ずしも医療経営における地域差に配慮した地域となっていないことを踏まえて見直しを行う。**

第2 具体的な内容

- 1 次の地域を新たに対象地域とする。
 - (1) 現行、**地域加算の対象となっている地域に囲まれている地域**
 - (2) 現行、**地域加算の対象となっている複数の地域に隣接している地域**
- 2 新たに対象とする地域の級地は、**隣接する対象地域の級地のうち、低い級地と同様とする。**

3. 地域区分の見直しに関する論点

(1)地域区分の設定方法(地域割り)

- 国家公務員の地域手当の地域区分(7区分)を採用してはどうか。

(2)地域別の上乗せ割合

- 国家公務員の地域手当の上乗せ割合を採用してはどうか。
- その際、財政中立を基本的考え方としてはどうか。

(3)対象地域

- 官署所在地については、国家公務員の地域手当の支給地域を採用してはどうか。
- また、官署が所在しない地域は独自に地域区分を設定する必要があるが、この地域については、医療保険の地域加算の算定対象となっている地域の考え方を導入してはどうか。

(4)対象となる市町村名称の時期

- 現在は平成15年4月1日であるが、直近の市町村合併を反映させることにしてはどうか。

(5)対象地域への激変緩和の経過措置

- (1)～(3)を踏まえ、区分が上がる・下がる地域については、激変緩和の経過措置を設けてはどうか。

※ 社会保障審議会－介護給付費分科会での介護保険の地域区分の見直しの検討状況（参考資料2参照）も踏まえながら、これらの論点を一体的、総合的に議論する必要

〔障害児の地域区分〕

- 障害児の地域区分については、平成18年度から国家公務員の地域手当の地域区分を段階的に導入し、平成22年度までの5年間で既に完成している。また、児童福祉施設などのその他の児童福祉施設の地域区分が国家公務員の地域手当の地域区分を基本にしていることとの整合性をとる必要がある。このため、障害児の地域区分については、見直しを行わないことにしてはどうか。

仮に、国家公務員の地域手当の地域区分(7区分)を採用した場合の地域区分に属する地域 【官署所在地】

○ 色なし部分を境界線にして、左下は上乗せ割合が引上がる地域(230自治体)、右上は上乗せ割合が引下がる地域(3自治体)。

		見直し後の地域区分							該当自治体数
		特別区(1級地相当) (18%)	特甲地1(2級地相当) (15%)	特甲地2(3級地相当) (12%)	特甲地3(4級地) (10%)	甲地(5級地相当) (6%)	乙地(6級地相当) (3%)	丙地(その他) (0%)	
障害自立支援法の地域区分	特別区 (12%)	特別区 23							23
	特甲地 (10%)		東京都 武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市 神奈川県 鎌倉市 大阪府 大阪市、守口市 兵庫県 芦屋市	東京都 八王子市、立川市、府中市、調布市、横浜市、川崎市、名古屋市 神奈川県 高槻市、吹田市、寝屋川市、箕面市、西宮市、宝塚市 兵庫県	東京都 三鷹市 神奈川県 横須賀市 京都府 京都市 大阪府 堺市、東大阪市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市 神戸市、尼崎市 兵庫県	大阪府 岸和田市 1			38
	甲地 (6%)			埼玉県 さいたま市 大阪府 高石市 2	千葉県 千葉市 福岡県 福岡市 2	神奈川県 葉山町 大阪府 泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市 兵庫県 伊丹市 7	福岡県 北九州市 1		12
	乙地 (3%)		埼玉県 和光市 東京都 福生市、清瀬市 神奈川県 厚木市 大阪府 門真市 5	茨城県 つくば市 埼玉県 志木市 千葉県 船橋市、浦安市 東京都 昭島市、小平市、日野市 神奈川県 海老名市 8	千葉県 市川市、松戸市、四街道市 東京都 青梅市、東村山市、あきる野市 神奈川県 相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市 滋賀県 大津市 奈良県 奈良市、大和郡山市 広島県 広島市 14	宮城県 仙台市 埼玉県 川越市、川口市、所沢市、越谷市、戸田市、朝霞市 千葉県 柏市 神奈川県 平塚市 静岡県 静岡市 京都府 宇治市 大阪府 羽曳野市、藤井寺市 13	北海道 札幌市 埼玉県 草加市 東京都 武蔵村山市 神奈川県 小田原市、三浦市 愛知県 岡崎市 京都市 向日市 大阪府 柏原市、四條畷市、交野市 兵庫県 姫路市、明石市 和歌山県 和歌山市 岡山県 岡山市 長崎県 長崎市 15	埼玉県 ふじみ野市 1	56
	丙地 (0%)		茨城県 取手市 千葉県 成田市、印西市 3	千葉県 袖ヶ浦市 愛知県 刈谷市、豊田市 奈良県 天理市 4	茨城県 水戸市、土浦市、守谷市 埼玉県 鶴ヶ島市 千葉県 鎌ヶ島市 愛知県 富津市 三重県 豊明市 滋賀県 鈴鹿市 草津市 8	茨城県 日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市 栃木県 宇都宮市 埼玉県 行田市、飯能市、加須市、東松山市、入間市、三郷市 千葉県 茂原市、佐倉市、市原市、白井市 神奈川県 秦野市 山梨県 甲府市 静岡県 沼津市、御殿場市 愛知県 瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市 三重県 津市、四日市市 滋賀県 守山市、栗東市 京都府 亀岡市、京田辺市 大阪府 河内長野市 兵庫県 三田市 奈良県 大和高田市、橿原市 34	宮城県 名取市、多賀城市 茨城県 龍ヶ崎市、筑西市 栃木県 鹿沼市、小山市、大田原市 群馬県 前橋市、高崎市、太田市 群馬県 熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、久喜市、坂戸市、鳩山町、杉戸町 千葉県 野田市、東金市、流山市、八街市、酒々井町、栄町 富山県 富山市 石川県 金沢市 福井県 福井市 長野県 長野市、松本市、諏訪市 岐阜県 岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市 静岡県 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市 愛知県 豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、大山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、弥富市、みよし市、豊山町 三重県 桑名市、名張市、伊賀市 滋賀県 彦根市、長浜市 京都府 木津川市 大阪府 泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、太子町 兵庫県 加古川市、三木市 奈良県 桜井市、香芝市、宇陀市、斑鳩町、王寺町 和歌山県 橋本町 広島県 廿日市市、海田町、坂町 山口県 周南市 香川県 高松市 福岡県 筑紫野市、春日市、太宰府市、糸島市、福津市、宇美町、粕屋町 89	両制度ともその他となる地域は表記していない。	138
該当自治体数		23	20	27	36	55	105	1	

※ 色なし部分は、現行の地域区分の対象地域を、機械的に国家公務員の地域手当の地域区分に当てはめた場合に同等とみなされる区分。 市町村数: 1,719(H23.10.11)

仮に、医療保険の地域加算の算定対象となっている地域の考え方を導入した場合の地域区分に属する地域
【官署が所在しない地域】

○ 色なし部分を境界線にして、左下は上乗せ割合が引上がる地域(190自治体)、右上は上乗せ割合が引下がる地域(7自治体)。

		医療保険の地域加算の算定対象となっている地域の考え方を導入した場合の地域							該当自治体数
		特別区(1級地相当) (18%)	特甲地1(2級地相当) (15%)	特甲地2(3級地相当) (12%)	特甲地3(4級地) (10%)	甲地(5級地相当) (6%)	乙地(6級地相当) (3%)	丙地(その他) (0%)	
障害自立支援法の地域区分	特別区 (12%)								0
	特甲地 (10%)				東京都 小金井市 1	神奈川県 逗子市 2 大阪府 忠岡町			3
	甲地 (6%)								0
	乙地 (3%)				千葉県 習志野市 東京都 東久留米市 神奈川県 座間市、綾瀬市 大阪府 摂津市 広島県 府中市 6	埼玉県 蕨市、富士見市、新座市、三芳町、狭山市 千葉県 八千代市 神奈川県 伊勢原市、寒川町 大阪府 松原市 兵庫県 川西市 10	東京都 東大和市 東京都 長岡京市 大阪府 大東市 奈良県 生駒市 福岡県 飯塚市 5	北海道 小樽市 静岡県 熱海市、伊東市 山口県 下関市 福岡県 久留米市 5	26
	丙地 (0%)				茨城県 石岡市 東京都 羽村市、日の出町、檜原村 神奈川県 愛川町 大阪府 島本町 奈良県 川西町 7	茨城県 那珂市、東海村、阿見町、大洗町 埼玉県 羽生市 千葉県 我孫子市、鎌ヶ谷市、長柄町、長南町、木更津市、君津市 東京都 奥多摩町 神奈川県 清川村、山北町 愛知県 尾張旭市、長久手町 滋賀県 甲賀市、野洲市 京都府 南丹市、久御山町、八幡市、城陽市、宇治田原町 大阪府 豊能町、千早赤阪村、大阪狭山市 兵庫県 猪名川町 奈良県 御所市 28	宮城県 利府町、七ヶ浜町、村田町 茨城県 稲敷市、河内町、利根町、つくばみらい市、常総市、坂東市、境町、五霞町、下妻市、八千代町、結城市、桜川市 栃木県 日光市、さくら市、壬生町、下野市、栃木市、真岡市、野木町 群馬県 伊勢崎市、玉村町、大泉町、千代田町、渋川市、榛東村 埼玉県 嵐山町、滑川町、幸手市、宮代町、白岡町、蓮田市、松伏町、吉川市、八潮市、川島町、吉見町、日高市、毛呂山町、越生町、ときがわ町、深谷市、桶川市 千葉県 大網白里町、山武市、富里市 東京都 瑞穂町 神奈川県 中井町、大井町、二宮町、箱根町 長野県 大町市、筑北村、上田市、長和町、下諏訪町、岡谷市 岐阜県 坂祝町、関市、可児市、土岐市、各務原市、笠松町、羽島市、海津市、瑞穂市 静岡県 小山町、裾野市、島田市、長泉町、清水町、川根本町、藤枝市、森町、湖西市 愛知県 扶桑町、大口町、岩倉市、北名古屋市、清須市、あま市、蟹江町、日進市、東郷町、東浦町、阿久比町、常滑市、新城市、豊川市、幸田町、高浜市、蒲郡市、飛島村 三重県 いなべ市、東員町、朝日町、川越町、亀山市、木曽岬町 滋賀県 米原市、多賀町、高島市 京都府 井手町、精華町 大阪府 岬町、河南町 兵庫県 加西市、加東市、小野市、高砂市、稲美町、播磨町 奈良県 山添村、安堵町、河合町、上牧町、広陵町、田原本町、葛城市、明日香村、吉野町、曾爾村、平群町、三郷町、五條市 和歌山県 かつらぎ町、紀の川市、岩出市 広島県 安芸太田町、熊野町、呉市 福岡県 志免町、須恵町、大野城市、那珂川町、久山町 佐賀県 佐賀市 139	両制度ともその他となる地域は表記していない。	174
該当自治体数		0	0	0	14	40	144	6	

市町村数:1,719(H23.10.11)

※ 色なし部分は、現行の地域区分の対象地域を、機械的に国家公務員の地域手当の地域区分に当てはめた場合に同等とみなされる区分。